

海外労働事情

イギリス 最低賃金の改定

法定最低賃金の4月の改定により、成人向けの額が8.72ポンドとなったほか、各年齢層向けの額にも4～6%の引き上げが行われた。2020年までに平均賃金の6割の水準に引き上げるとの政府の目標は、これにより達成されたと見られている。政府はさらに、2024年までに平均賃金の3分の2への引き上げを図るとの新たな目標を掲げているが、新型コロナウイルスの影響などから、諮問機関は慎重な実施が必要であるとしている。

賃金上昇率以上の引き上げ

法定最低賃金制度は、成人（25歳以上）向けの「全国生活賃金」と、これを下回る年齢層に対する「全国最低賃金」として、年齢階層別に3種（21～24歳、18～20歳、16～17歳）およびアプレントイス（見習い訓練参加者）^(注1)向け額の計5種類の最低賃金額で構成される（図表）。このうち全国生活賃金は、最低賃金の一層の引き上げを図って、2016年に新設された25歳以上層向けの額だ。政府は導入に際して、2020年までに平均賃金（賃金統計における中央値）の6割の水準を達成することを目標に掲げ、これを受けて、最低賃金制度の諮問機関である低賃金委員会が毎年の改定額を政府に提言してきた。同委員会によれば、4月の改定により、この目標は達成されたと見られる。

改定額は、全国生活賃金が時間当た

り8.72ポンド（対前年で51ペンス、6.2%増）21～24歳層向けが8.20ポンド（同50ペンス、6.5%増）、18～20歳層向け6.45ポンド（30ペンス、4.9%増）、16～17歳層向けが4.55ポンド（20ペンス、4.6%増）、アプレントイス向けが4.15ポンド（25ペンス、6.4%増）、など。物価や賃金の上昇率を上回る引き上げとなった^(注2)。

さらなる目標は平均賃金の3分の2

政府はさらに、平均賃金の3分の2の水準を新たな目標として、2024年までの達成を目指すとの方針を示している。低賃金委員会は、低賃金状況の終息という政府の目的自体には賛意を示しつつも、最低賃金額の設定には経済や雇用の状況などを考慮する必要があるとの立場から、目標値への段階的な引き上げのタイミングや、目標達成時期の遅延を判断する独立性と裁量を

委員会に認めるよう求めていた。さらに、直近の新型コロナウイルスの感染拡大により不確実性が増していることを受けて、経済的損失が大きい場合には、早くもこうした提案の必要があり得る、との見方を示している。

なお、低賃金委員会は2024年時点の全国生活賃金の額について、10.69ポンド（上下30ペンスの幅あり）と予測している。今後4年間の改定の計画については、一般向けの意見聴取の後にまとめられる予定だ。

【注】

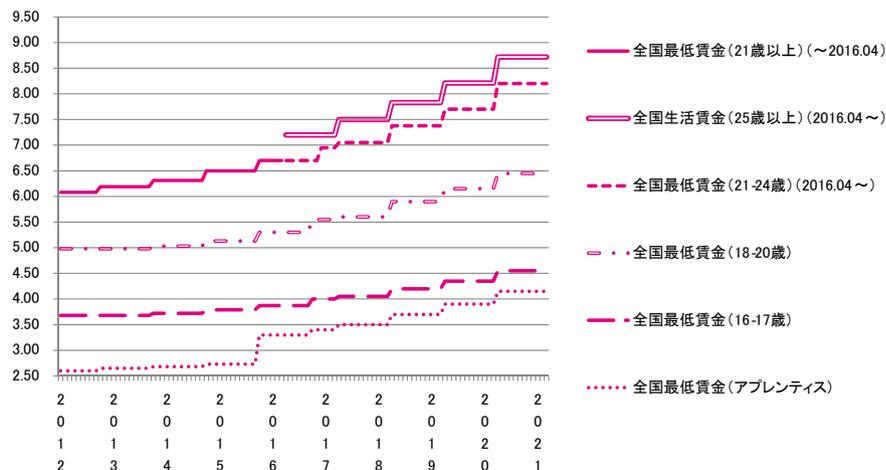
- 19歳未満、または19歳以上でアプレントイスシップへの参加1年目の場合で、2年目以降は通常の最低賃金が適用となる。
- 例えば、消費者物価上昇率は2019年を通じて2%前後（直近の3月には1.5%）、賃金上昇率は3%前後から4%（2月には2.8%）で推移している。

【参考資料】

Gov.uk、UK Parliament、The Guardian ほか各ウェブサイト

（海外情報担当）

図 最低賃金額の推移 (£)



アメリカ 「コロナ禍」で失業保険申請件数が急増

連邦労働省が4月30日に発表した同月第3週（19～25日）の新規失業保険申請件数（季節調整値、速報値）は383万9,000件で、前週の444万2,000件より60万件ほど減少したものの、記録的な高水準が続いている。

申請件数は3月後半から急増

この統計は、労働者が離職後、新たに失業保険の申請を登録した件数を週ごとに算出するもの。失業率などの雇用統計は月ごとの発表であることから、雇用情勢の推移をより早くとらえられる経済指標として注目されている。

件数は、新型コロナウイルス蔓延の影響による雇用情勢の悪化を反映し、2020年3月第3週（3月15～21日）に330万7,000件と、1967年の統計開始以降で最も多い水準を記録。2015年3月以降は20万件台で推移していたが、この1週間で10倍以上に跳ね上がった。

さらに、その翌週（3月22～28日）及び翌々週（3月29日～4月4日）は600万件台へと倍増し、記録的な高水準となっていた（図）。

3月第3週から4月第3週の6週間

で、累計3,030万7,000件もの申請が行われたことになる。

リーマン・ショック前後の状況を見ると、2008年7月第2週まで30万台だったのが、翌週に40万件を超え、同年11月第2週に50万件、09年2月第1週に60万件をそれぞれ突破するという推移をたどった。「コロナ禍」での件数増加は、この時の規模、スピードをはるかにしのぐ。

失業率の上昇

連邦労働省が4月3日に発表した3月の失業率（季節調整値、速報値）は4.4%で、前月の3.5%から0.9ポイント上昇した。この上昇幅は、1974年12月から1975年1月以来の大きさだった（1948年以降。当時は7.2%から8.1%へと悪化）（注）。

なお、リーマン・ショック時の失業率（年平均）は、2007年の4.6%から、2008年に5.8%、2009年に9.3%へと上昇したものだ。

失業保険の仕組みと現在の特例措置

米国の失業保険料は連邦失業税と州

失業税とを財源とし、事業主のみが負担する。一部の州を除き被用者の負担はない。

この課税対象は、暦年の各四半期における賃金支払い総額が1,500ドル以上、または1人以上の労働者を暦年で20週以上雇用している事業主である。連邦失業税の税率は年間支払賃金額の6.0%で、州失業税率は州ごとに異なる。

失業者の受給要件も州による違いはあるが、一般的には、事業主都合で解雇され、就労可能な求職者を対象にしている。ただし、懲戒解雇者や自発的離職者（セクハラ被害、病気、配偶者の転勤を理由とする場合は除く）は対象にならない。給付水準も州によって差はあるが、ほぼ課税前所得（平均週給）の50%である。給付期間の上限は26週間とする州が多い。雇用情勢が一定の水準以上悪化した州では、「延長給付」として、13週間または20週間の給付が追加される

現在は、新型コロナウイルスの蔓延に伴う雇用情勢の悪化への対応策として、週600ドルを追加給付し、給付期間を13週間延長するなどの措置がとられている。

また、従来は適用外の自営業者、ギグワーカーも暫定的に対象とする措置もとられている。この財源は連邦が100%負担し、各州の失業保険関連法に基づき、給付の条件が定められている。

〔注〕

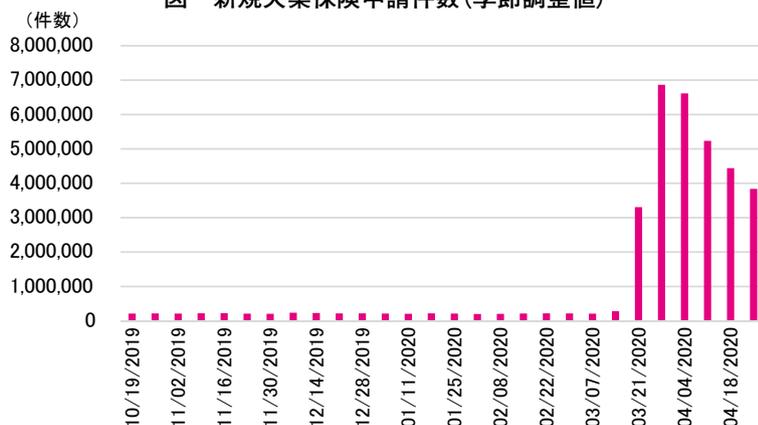
脱稿後の5月8日に発表された4月の失業率は14.7%で、前月から10.3ポイントもの上昇を記録した。

【参考資料】

連邦労働省ウェブサイト
労働政策研究・研修機構（2016）『米国の失業保険制度』

（海外情報担当）

図 新規失業保険申請件数(季節調整値)



資料出所：連邦労働省ウェブサイト

ドイツ

労働社会相、「在宅勤務権」の法案構想——新型コロナウイルスを契機に

ドイツでは3月中旬以降、新型コロナウイルスの拡大を抑制するため、個人の社会的接触を制限する政策がとられている。そのなかで、国内で推定800万人の労働者が在宅勤務を実施している。フベルトゥス・ハイル労働社会相は、ウイルスの脅威が去った後も、労働者が望めば在宅で勤務できる権利（在宅勤務権）に関する法案の構想を発表した。早ければ今年の秋頃に新たな法案が出される可能性がある。

構想の概要

新型コロナウイルスの脅威は、5月初旬の時点で、国内にいる何百万人も労働者に在宅勤務（テレワーク）を強いている。

報道（Deutsche Welle）によると、全労働者の4分の1に相当する推定800万人が在宅勤務を行っている。そこで、フベルトゥス・ハイル労働社会相は、「ウイルスの脅威が去った後も、在宅勤務を望み、それが可能な職業であるなら、誰でも自宅で仕事ができるはずだ」として、今年の秋に新たな法案を提出する構想を発表した。法案の趣旨は、在宅勤務が長時間労働につながり、私生活の領域を脅かすことのないよう、必要な規定を整備することである。該当する全ての労働者は将来的に「完全な在宅勤務に切り替える」か、あるいは「週1～2日だけ在宅勤務をする」ことを雇用主に要求できるようになる。ただし、計画中の法案は、労働者の在宅勤務の可能性を高めることに焦点を当てているものの、雇用主に付与義務はなく、罰則等の強制力は発生しない内容となっている。

デジタル化政策で同種の構想

なお、労働社会省はウイルスの脅威が顕在化する以前から、デジタル化の進展に即した柔軟な働き方を模索するなかで、同様の構想を提示している。2019年1月の報道（Der Spiegel）によると、労働者が在宅勤務を望んでも、雇用主がそれを認めない場合、なぜそれが不可能なのかを合理的に説明しなければならない「雇用主の説明義務」を課すことを同省が検討していたことを報じている。

長時間化、高満足度、高生産性

在宅勤務については、これまで複数の研究機関が調査を実施している。

ドイツ経済研究所（DIW）が2016年に実施した調査によると、ドイツでは雇用主の39%が従業員の在宅勤務を認めている。この割合は2012年の調査時の30%から9ポイント増加した。ただし、雇用主の多くは「常時」ではなく、「時々」の在宅勤務のみを認めている。その主な理由として「職場内コミュニケーションの必要性」を挙げている。

2019年3月にハンスベックラー財団が発表した調査結果からは、在宅勤務を行った場合、男女ともに労働時間が顕著に長くなることが明らかになっている。また、在宅勤務は、仕事と家庭の両立に役立つ一方で、男女の古典的な性別役割分担を固定化する傾向も見られ（特に母親が子どもの世話をしながら在宅で働く場合）、政策として在宅勤務を促進していく場合、父親に対する育児・家事の関与を促進する別

の政策アプローチとの組み合わせが必要だと結論付けている。

在宅勤務が長時間労働につながり、1日の勤務後に電源を切ることがより困難なことは、他の複数の研究結果からも明らかである。ただし、その一方で、通勤して働くよりも在宅勤務で働く方が、生産性が高く、仕事に対する満足度が高い傾向があることも同時に示されている（Deutsche Welle）。

提案に対する賛否

報道（DW）によると、フベルトゥス・ハイル労働社会相の提案は、同氏が属する社会民主党（SPD）の議員や野党議員から多くの賛同を得ている。SPDのオーラフ・ショルツ連邦副首相・連邦財務相は、いち早く賛同を表明し、新型コロナウイルスによる数週間の在宅勤務を「真の実績」として、古い過去の働き方に後戻りしないよう求めている。また、野党「緑の党」のカトリン・ゲーリング＝エッカルト党首も法案の構想を歓迎したうえで、労働者が自宅で最も効率的に働けるよう、高速のネット回線を利用する権利の保障を求めている。

他方、ドイツ使用者団体連盟（BDA）のシュテフェン・カンペテル会長は、時代遅れの政策で、このような立法は不要だとしたうえで、「人々が在宅で働くだけでは経済は回らない」と述べて反対している。

【参考資料】

Der Spiegel(4. Januar 2019)、Deutsche Welle(26.04.2020、04.01.2019)、WSI Report(Nr. 54, Januar 2020)、DIW Economic Bulletin(8.2016)ほか。

（海外情報担当）

フランス 自動車大手など一部で事業再開の動き

フランスでは新型コロナウイルス感染拡大の対策として、3月16日以降、保育所、小中学校、高校、大学を閉鎖、3月17日正午以降は移動を制限する措置をとっている。これに伴う経済支援策として3月に450億ユーロ規模の、4月には1,100億ユーロ規模の補正予算を決定した。既存の部分的失業制度(chômage partiel)や健康保険制度の拡充による失業・休業対策を講じているが、特別措置の出口戦略の検討も進んでいる。また、外出禁止や営業制限の段階的な解除に向けて事業再開の動きも見られる。

現行統計開始以降、最大の失業者増加

雇用局が集計した3月の失業者数は、373万2,500人となり、前月比で24万6,100人(7.1%)の大幅な増加となった。1996年に現行の統計となって以後、1カ月間の増加幅としては最大となった。これまでの最大は、経済危機があった2009年3月の7万7,300人増だった。

失業者新規登録は、派遣契約の終了による者が4万5,300人の増加で、前月の約2.5倍、短期雇用契約の終了による者が2万9,800人増(27.5%増)によるもので、解雇による失業は前月並みだった。ただ、失業者数の増加は、企業による採用の大幅減によるところも大きく、就職によって失業者登録から除外された者の数は前月から16万8,000人(29%)の大幅減となった。

部分的失業の出口戦略

政府はコロナ禍の影響による大量解雇を回避するために3月中旬から部分

的失業制度を拡充しているが、失業者の増加が解雇以外によるものである結果から、この特別措置が功を奏したとしている。部分的失業は、日本の雇用調整助成金に相当する制度で、法定最低賃金(SMIC)の4.5倍を上限として手取りの84%程度の賃金を保障する制度である。通常、事前に申請して審査を受ける必要があるが、手続きを簡素化、短期間化した上で、遡及して支給される措置をとっている。申請した企業は4月29日現在、89万社に上り、適用した被用者数は1,130万人に達している。これは雇用労働者の半数以上に相当する規模である。当初、3月に策定された第1次補正予算では、3月および4月の2カ月分の拠出として85億ユーロを計上したが、第2次補正予算では240億ユーロへ増額された。

部分的失業の適用対象の拡充は5月1日にも実施された。3月16日以降、学校の閉鎖によって子どもの世話のために欠勤を余儀なくされている者に対して、病欠扱いとして健康保険から傷病手当を支給する措置をとったが、5月1日以降、部分的失業の適用に振り替えられることになった。

その一方で外出制限の段階的な解除に向けて、部分的失業の特別措置の出口戦略に関する検討も進んでいる。ペニコー労相は4月29日の会見で、6月1日以降は段階的に部分的失業の適用に制限を加えていく方針を示した。学校が再開された場合には、傷病手当から移行した形の適用は認めないとしたうえで、営業禁止となっている外食や飲食業などについては、禁止が続く限り現行制度を維持する方針を示した。

事業再開の動き

3月16日から閉鎖された保育所や学校と同様に、自動車大手のルノーやPSA(旧プジョー・シトロエン)は、欧州のほぼ全ての工場を閉鎖した。

ルノーは4月22日に国内の大多数の工場で労使協議を行い、操業再開の条件や日程を話し合った。同社では、4月下旬に、仏北部ノルマンディー地方クレオン、西部サルト県ル・マン、パリの南方ショワジー＝ル＝ロワの3工場において従業員の5～10%程度が出勤する体制で操業を再開、その他の工場は5月半ばまでに段階的に操業を再開する予定としている。

PSAは5月6日から段階的に操業を再開する予定である。5月第1週にポルトガル工場が再稼働し、第2週には、スロバキアとスペインの工場のほかに、仏北部ノール県オルダン工場での操業再開を見込んでいる。稼働再開は段階的に進められ、通常は3チーム体制のところ、1チームのみ(700～900人)の稼働から始められることになる。

両社では一連の防疫対策が実施されるなかでの工場の再稼働になる。①通勤時に可能な限り自家用車を利用させ、公共交通手段を用いる従業員にはマスクを支給し、一定の間隔を確保する規則を遵守させる等の予防措置、②工場入口での検温、マスクの配布、③休憩所や食堂、喫煙所を含む工場内のあらゆるスペースでの社会的距離の維持、④用具や作業場の清掃・消毒などである。

【参考資料】
Le Monde, Les Echos, Le Figaro各紙参照。

(ホームページ最終閲覧：2020年5月7日) (海外情報担当 北澤 謙)

韓国①

新型コロナウイルスの克服に向けた雇用分野の対応策

韓国の国会では2020年3月17日、新型コロナウイルス対策のための補正予算案（総額11兆7,000億ウォン）が可決・成立した。このうち、雇用労働部が所管する補正予算は1兆2,783億ウォンで、雇用悪化地域別雇用安定対策の支援、中小企業の経営負担軽減及び労働者の雇用安定支援、緊急家庭保護支援、就業弱者の雇用支援——等を内容としている（表）。

地域雇用対応等特別支援事業の新設

雇用が悪化した地域の状況に適した雇用安定対策を自治体が主導的に推進できるよう、新型コロナウイルス地域雇用対応等特別支援事業を新設する。補正予算に計上された2,000億ウォン（被害深刻地域（大邱・慶尚北道）：700億ウォン、一般被害地域（15広域自治体）：1,300億ウォン）で、零細企業労働者、特殊形態労働従事者（経済的には事業者に対して従属的地位にあるが業務遂行上は自律性を有する労働者）、日雇労働者等に対する生活安定、短期雇用、職業訓練等の新規支援を行う。

零細企業の経営負担軽減と低所得労働者の雇用安定支援

低賃金労働者（約230万人）を継続雇用する零細企業に一時的に賃金を補助（4カ月）し、経営負担の軽減及び労働者の雇用安定を図る事業を拡充する。労働者1人当たりの支援額を、10人未満の企業は7万ウォン（5人未満企業：11万ウォン→18万ウォン、5～9人企業：9万ウォン→16万ウォン）、10人以上の企業は4万ウォン（9万ウォン

→13万ウォン）、それぞれ増額する。

社会保険料の支援人数の拡大

従業員10人未満企業の事業主と労働者の社会保険料負担を軽減するため、雇用保険と国民年金の保険料を支援する対象人数を274万人から277万人に拡大（3万人増）する。

労働時間短縮支援金の拡充

労働時間短縮支援金は、子どもの世話等のために週労働時間を15～35時間に短縮した場合、事業主に賃金減少補填金、間接労務費、代替人材の人件費（最長1年）を支援する制度である。労働時間短縮支援金の支援人数を7,500人から2万人に拡大する。支援水準も賃金減少補填金は24～40万ウォンを40～60万ウォンに、間接労務費は20万を40万ウォンに、代替人材採用支援は30～60万ウォンを30～80万ウォンに増額する。支援対象となる労働者の勤続期間要件は、従前の6カ月から1カ月に短縮される。また、従前は2週間以上労働時間を短縮しなければ支援対象とならなかったが、2週間未満でも支援対象とする。

就職成功パッケージの支援拡大

就職成功パッケージは、低所得層や社会的弱者に最長1年間、段階的・統一的に就労支援を行う事業である。

消費者心理の冷え込みや景気の低迷により就業条件の悪化が懸念される低所得層や若年

層向けに、就職成功パッケージの対象人数を、低所得層は5万人から7万人、若年層は5万人から8万人に、それぞれ拡大する。

低所得層に対しては、就職成功パッケージの3段階に進んだ際に求職促進手当（月50万ウォン、最長3カ月）を支給する。同手当は低所得層の求職期間中の生活費を支援する目的で2019年に導入された後、2020年下半期に実施予定の「国民就業支援制度」（韓国型失業扶助制度）に統合するため廃止された。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大による雇用情勢悪化を受け、求職促進手当を一時的に再導入することとした。対象者は、就職成功パッケージに参加する69歳以下の中位所得の60%以下の低所得層である。求職促進手当は、就職成功パッケージ3段階移行後、相互義務契約の締結、求職活動計画の策定、月2回の求職活動の実施を経て支給される。

若年層追加雇用奨励金の安定支援

成長可能性の高い分野の中小企業が若者3人を正規雇用として採用した場合、1人分の賃金（上限2,000万ウォン）を支援する若年層追加雇用奨励金の対象者を2019年の20万人から2020年は29万人に拡大。この目標人数を安定的に支援するため、関連予算を補正予算で4,351億ウォン増額する。

表 2020年雇用労働部所管補正予算の概要

（単位：億ウォン）

事業名	財源	当初予算	補正予算	合計
合計	—	48,397	12,783	61,180
新型コロナウイルス地域雇用対応等特別支援		—	2,000	2,000
雇用安定資金支援	一般	21,647	4,964	26,611
社会保険弱者解消	会計	11,490	596	12,086
労働時間短縮支援金		1,512	365	1,877
就職成功パッケージ支援		2,317	508	2,825
若年層追加雇用奨励金	雇用保険基金	11,431	4,351	15,782

資料出所：雇用労働部報道資料（2020年3月18日付）を元に作成。

韓国②

雇用維持支援金による雇用継続支援を大幅に拡充

新型コロナウイルスの感染拡大により、日本の雇用調整助成金にあたる雇用維持支援金の申請件数が急増している。雇用労働部は、支給要件緩和、観光関連業種の特別雇用支援業種への指定、支援水準の引き上げ、関連予算の大幅増額などの対策を順次講じている。

コロナ関連の申請は支援要件を緩和

雇用維持支援金は、景気変動や産業構造の変化により雇用調整が避けられない事業主が、労働者に休業、退職、訓練、配置転換などの雇用維持措置を講ずる場合、政府が支援金を支給する制度である。支援額は、事業主が支給した休業・退職手当の3分の2（大企業は2分の1）、訓練の場合は事業主が支給した賃金の4分の3（大企業は3分の2）となっている。

雇用維持支援金の申請には、生産量・売り上げが15%以上減少した場合や在庫量が50%増加した場合などの要件がある。雇用労働部は2020年1月29日から、この要件を満たしていない場合でも、「新型コロナウイルスの影響で雇用調整が避けられない事業主」として認定するよう緩和した。

また、雇用労働部は2020年1月28日、雇用維持支援金の支援水準を中小企業は3分の2から4分の3に、大企業は2分の1から3分の2に引き上げると発表した。この支援水準は2020年2月1日から7月31日まで6カ月間一時的に適用される。

観光業を特別雇用支援業種に指定

さらに、雇用労働部は3月16日、旅行業、ホテルなどの観光宿泊業、貸

切バス・航空会社などの観光運送業、公演業など、四つの観光関連業種を特別雇用支援業種に指定し、事業所の規模にかかわらず、9月15日までの6カ月間支援を強化した。指定業種の事業所が休業・退職手当を支給する場合、手当の90%（1日当たり上限7万ウォン）まで雇用維持支援金を受給できる。

特別雇用支援業種に指定された企業に対しては、雇用保険、労災保険、健康保険の保険料と障害者雇用負担金の納付期限も6カ月間延長される。これらの事業所の従業員や、やむを得ない事情で退職した元従業員は、「国民の明日の学びカード」（職業訓練費を支援する目的で雇用労働部が発行するカード）の訓練費が5年間300万ウォンから400万ウォンに引き上げられる。これらの従業員等は中位所得の100%以下の者のみが参加できる「就職成功パッケージ」（就労支援事業）にも、所得額に関わりなく参加でき、求職促進手当受給者の場合、条件を満たしていれば訓練延長手当が支給される。雇用労働部はこのような支援を受ける労働者が1万4,000事業所の17万人に達

すると見込んでいる。

全業種の支援水準を90%に引き上げ

雇用労働部は2020年3月25日、新型コロナウイルスで被害を受けた中小企業が積極的に雇用を維持するよう、4月1日から6月30日までの3カ月間限定で、雇用維持支援金の支援水準を全業種で最大90%まで引き上げると発表した（表1）。本措置を通じて、中小企業の休業・退職手当の自己負担割合は、現在の25%から10%まで低下する。

4月1日より前から継続的に雇用維持措置を実施している場合も、増額支援期間は90%の支援金を支給する。

雇用維持支援金の申請事業所数は2020年3月27日現在、22,360カ所であり、前年の支援事業所数1,514カ所と比べて15倍に増加した（表2）。

雇用労働部は、雇用維持支援金の申請が大幅に増加したこと、支援水準が制度施行後初めて90%まで上昇したことなどを考慮し、関連予算を当初の351億ウォンから5,004億ウォンに増額する。

（海外情報担当）

表1 雇用維持支援金の支援水準(2020年)

雇用維持措置期間	1/1～1/31	2/1～3/31	4/1～6/30	7/1～7/31
中小企業	67%(2/3)	75%(3/4)	90%(9/10)	75%(3/4)
大企業	50%(1/2)	67%(2/3)	67%(2/3)	67%(2/3)

資料出所：雇用労働部報道資料(2020年4月1日付)

表2 雇用維持支援金の申請状況(2020年3月27日現在、事業所数)

合計	規模別分類				主な業種別分類					
	10人未満	100人未満	100～299	300人以上	製造業	卸売業	宿泊飲食	事業施設管理業(旅行業)	教育	その他
22,360	17,397	4,660	218	85	2,465	3,785	2,878	3,788	3,369	6,075

資料出所：雇用労働部報道資料(2020年4月1日付)

中国

新型コロナウイルス感染症と労働分野における政府の取り組み——湖北省の対応

新型コロナウイルス感染拡大が収束へ向かう中国では、地域間移動は依然として厳しく管理されているが、その影響を踏まえた労働力確保と雇用安定への取り組みの強化が提言された。

中国国務院は、3月20日に「新型コロナウイルス感染症の影響に対する雇用安定の強化に関する提言」を発表した。この提言は、新型コロナウイルス感染の影響を踏まえ雇用安定と雇用維持等に関して適切な配慮を行うことが目的で、(1)雇用(就職)優先政策、(2)農民工の安全な移動と就労、(3)大学生の就職ルートの拡大、(4)生活困難者への生活保護費の給付と就職支援、(5)職業技能訓練と就業行政サービスの完備、(6)行政サービスの強化からなっている。

各地域ではこの提言を受け、新型コロナウイルス感染症拡大防止期間中の具体策を公表している。そうしたなかでも、最も感染症拡大が深刻であった湖北省では、3月27日に、「雇用助成金の一括給付」、「多様な就職支援活動」、「技能訓練」など具体策を打ち出した。詳細は以下の通りである。

1 雇用助成金の一括給付

雇用助成金給付の種類と条件は以下の通りである。

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止期間中、救援物資の生産・配送を行う企業に対して、一括で雇用助成金を1人当たり2,000元給付する。

(2) 政府に失業登録をし、半年以上失業している者、あるいは就職困難者を雇用し、1年以上の労働契約を結び、規定に基づき社会保険料を支給する企

業に対して、一括で雇用助成金を1人当たり1,000元給付する。

(3) 大学新卒者を採用し、1年以上の労働契約を結び、規定に基づき社会保険料を支給する中小企業に対し、一括で雇用助成金を1人当たり1000元給付する。

(4) 条件に当てはまる貧困労働力(貧困家庭の16歳以上で労働意欲があり、労働能力を有する者)を雇用する重点企業、各種の農資企業、農業を営む個人および組織に対し、一括で雇用助成金を1人当たり2,000元給付する。

2 就職支援

出稼ぎ労働者、就職困難者、大卒者への就業支援策の実施は以下の通り。

(1) 出稼ぎ労働者の職場復帰に対する支援

職場復帰の意欲のある出稼ぎ労働者に対して、「点对点」(出発地から目的地まで)の行政サービスを実施する。専用バス、専用列車、チャーター車両、チャーター機などの交通手段を利用し、一斉に出稼ぎ労働者を目的地まで送る。省を跨ぐ出稼ぎ労働者には一括で移動のための助成金を給付する。

(2) 多様な就業形態の促進

就職困難な求職者を雇用する企業に雇用助成金を給付するほか、「近隣就職」「フレキシブルな就業」など多様な就業形態の促進により雇用を実現する。「近隣就職」では、省政府が地域の労働者募集情報を大量に収集するとともに、居住地近くに新規雇用を創出することで、求職者の近隣での就職を促進する。

(3) 大学卒業生の就職支援

湖北省にある大学の卒業生と湖北籍の大学卒業生に対して、湖北省の国有企業は、2020年および2021年の2年連続で採用規模を拡大する。また、内定取消しは禁止する。公務員の募集規模は2020年に20%増加され、政府系事業組織の募集は3万人以上となる。市町村での教師、医療衛生技師、地域コミュニティの管理運営組織の専任職員を2万人募集する。その他、修士課程学生の募集、専科から本科(3年制大学の卒業生が4年制大学に進学すること)への進学募集規模と大学生の徴兵規模も拡大する。就職に関する行政サービスの強化では、感染拡大防止期間中は、オンライン面接、労働契約のオンライン締結、オンライン入社手続きを実施する。感染が収束した際には、大卒者による湖北省での起業を招致し、一括で起業補助金を給付する。

3 職業技能訓練に関する緊急施策

企業が従業員に職業訓練を実施するか、新規採用の出稼ぎ労働者や大卒者に研修を実施した場合、職業訓練補助金を給付する。20歳以下で労働意欲のある登録失業者に労働予備制職業訓練を実施した場合、2020年1月1日から12月31日までの期間で職業訓練補助金を給付し、そのうち農村出身者と生活困難者には生活保護費も給付する。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために必要な物資などの通常生産を行う企業が、新規採用者や転職者に職業訓練を実施した場合、1企業に対して1人当たり日額100元の職業訓練補助金を最長30日の期間、給付する。

【参考資料】

中国政府網 湖北省政府網。

(海外情報担当)

OECD

新型コロナウイルス封じ込め対策に伴う初期の
経済的影響分析を発表

経済協力開発機構(OECD)は2020年3月、新型コロナウイルスに関するG20首脳テレビ会議のために、新たな国際経済の展望「経済活動におけるコロナウイルス封じ込め対策の初期的な打撃の評価(Evaluating the initial impact of COVID-19 containment measures on economic activity)」を発表した。以下、発表の概要を紹介する。

GDPが短期間に減少

OECDの新たな予測によれば、厳格なコロナウイルス封じ込め措置は、G7(主要経済国)のGDP(国内総生産)の減少を短期間に引き起こす(注)。ロックダウン(都市封鎖)は主要経済圏のGDPの最大3分の1に直接影響を及ぼすこととなり、措置が1カ月続くごとにGDP成長率は2%低下することになる。このようなGDPの減少は、リーマン・ショックによる世界規模の金融危機で経験した数値をはるかに上回る。

G7における打撃の大部分は、小売りおよび卸売り、専門サービス及び不

動産の商業的活動の停止が要因である(図)。これらのサービス業は移動制限とソーシャル・ディスタンス(社会的距離)の問題から、明らかに悪影響を受ける。とりわけ、観光業の産出の減少分は70%に上る。

国ごとに産出の構成要素に違いがあるため、各国間でGDP成長率の減少推定値に差がある。観光業が比較的重要な国の多くは、国境封鎖や移動制限によって、より深刻な影響を受ける可能性がある。一方、農業や石油生産を含む鉱業の規模が比較的大きい国では、封じ込め措置による初期の影響は小さい可能性がある。しかし、その後の世界的な商品需要の減少によって生産高は打撃を受けることとなる。

個人消費の冷え込み

また、コロナウイルス封じ込め措置の影響は、消費者の支出低下も招く。主要先進国の多くでは、ロックダウン実施後、個人消費は3分の1にまで落ち込む。閉店や移動制限によって衣料品などの支出が完全に削減され、車の購入や美容院など、消費者と企業が直

接の接点を持つ消費も先送りされる可能性が高い。また、ホテル、レストラン、旅行にける消費は大幅な減少が予想される。一方、生活必需品を含むその他の支出は横ばいの予想となった。

G20に協調行動を要請

アンヘル・グリアOECD事務総長は、こうした経済的な打撃を軽減するため、G20諸国の首脳に早急に下記の取り組みを行うよう提案している。

- ・医療・疫病システムを資本増強する。
- ・金融・財政・構造政策における全てのマクロ経済的手段を動員する。
- ・必要な医療物資の供給について、既存の商業規制を取り除く。
- ・脆弱な開発途上国、低所得国を支援する。
- ・労働者および全ての人々、とりわけ最も脆弱な人々を支援するために最良な実践(ベストプラクティス)を共有し実施する。
- ・企業、とりわけ中小企業を危機から脱するよう支援する。観光業界のような、最も影響を受けている業界に特別支援を行う。

[注]

初期の影響のタイミングは封じ込め措置の期間や程度によって、ばらつきがあることが予想される。

【参考資料】

OECDホームページ

(<http://www.oecd.org/coronavirus/en/>)

“Evaluating the initial impact of COVID-19 containment measures on economic activity.”

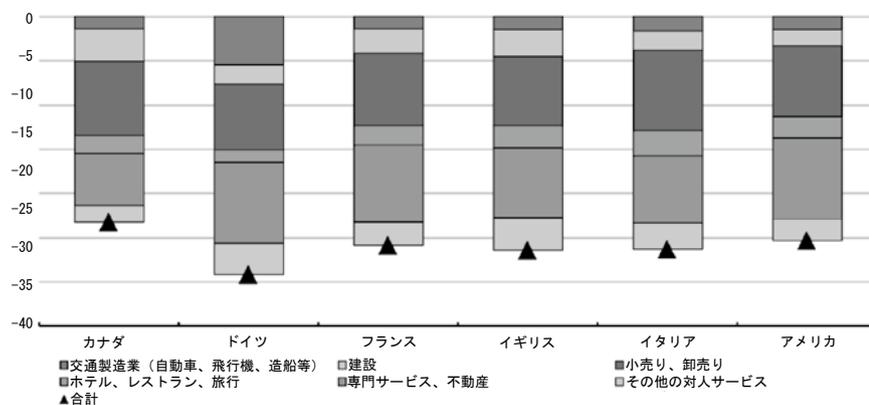
“Secretary General Angel Gurría’s Statement for the G20 Videoconference Summit on COVID-19”

OECD東京センター ホームページ

(<http://www.oecd.org/tokyo/newsroom/oecd-updates-g20-summit-on-outlook-for-global-economy-japanese-version.htm>)

(海外情報担当)

図 一部または完全な操業停止がG7の経済活動に与える潜在的な初期の影響



資料出所: OECD (2020)